

契約の成立

契約書 紛争予防に重要

契約とは、法的には相対立する立場の人がお互いに意思を表示し合い、その意思を合致させることにより相互の間に権利・義務を発生させる法律行為です。

日常生活でとくに意識することは少ないのですが、契約は私たちの生活にとって極めて重要な制度です。

たとえば、コンビニでの買い物は売買契約、会社に就職するのは雇用契約、通勤のために電車に乗るのは運送契約、アパートを借りるのは賃貸借契約、マイホームを建築するのは請負契約、住宅ローンは金銭消費貸借契約にあたりますが、そのほかにも私たちの身の回りに多種多様の契約があります。

契約は意思表示の合致によって成立するのですが、「申込」と「承諾」という形で合致させるのが一般的です。

当事者の一方が「これを買ってくれないか」と言うのに対して他方が「買いましょう」と言えば、両者の間にその売買契約が成立することになります。

もっとも、「200万円で売る」と言うのに対し「100万円で買う」と言うような場合や「甲建物を買いたい」と言うのに対し「乙建物を売る」と言うよ

うな場合には、そもそも意思表示の合致がありませんから契約成立にはなりません。

ショーウィンドウの商品の陳列や求人広告などは、それだけでは申込とはいえません。これらは申込の誘引とあって、相手方に申込をさせようとする意思の通知と解され、相手方がこれに応じて申込をして来たときに当方が承諾の意思を示すことにより契約が成立することになります。

契約の際に契約書を作成することが多いのですが、契約書は契約成立の要件ではありません。口頭であっても、双方の意思が合致していれば契約として成立するのが原則です。

しかし、契約書は契約の成立とその内容を証拠づける文書で、後日の紛争を予防するためにも有力なものですから、重要は取引にはきちんとした契約書を作成しておくべきです。

民法は、契約に特に書面を要する場合として、保証契約は書面でしなければ効力を生じないこと（民法446条②）、書面によらない贈与は履行していない部分について撤回することができること（同550条）を規定しています。これらは契約により義務を負う当事者を慎重にさせるための特別の規定といえます。